

令和2年度事業計画

大阪精神科診療所協会（以下、大精診とする）は公益社団法人として、精神科一次救急事業、市民向け講演会、啓発事業、学術講演会などの公益事業を一層充実させていく。平成30年4月より実施されている第7次大阪府地域医療計画に則り、地域精神科医療の充実に積極的に関与していく。同時に実施される障がい保健福祉計画の確実な実現のためにも積極的に関与していく。障がい保健福祉圏域ごとに地域の医療・保健・福祉体制の充実のための議論の場に地域の精神科診療所が参画し、それぞれの地域での課題の克服にかかわっていく。

精神科救急の分野での精神科診療所の役割として、一次救急診療所事業の一層の充実を図るため、本年4月から休日の準夜帯に事業を拡張する。一方で各診療所におけるマイクロ救急体制の整備も重要であり、今後も協力医療機関を増やす努力を続ける。

地域精神保健、学校精神保健、産業精神保健、老人精神保健、自殺対策、児童虐待問題、妊産婦のメンタルケア体制の強化などの分野においても精神科診療所が社会資源として機能するために、大精診の各種委員会活動を一層活発にすることが必要である。各委員会がそれぞれの分野において、いち早く情報を集め、討議検討し、課題の発見、対策を検討する体制の一層の充実を図るために、府内の諸団体や関係行政機関との連携も重要である。さらに我が国全体の精神科医療・保健・福祉施策の改革に対応するため、日本精神神経科診療所協会、日本精神神経学会との密接な連携、協力が欠かせない。引き続きこれらの団体との一層の協力体制をつくっていく。

東日本大震災は、9年を経過した現在も、多くの被災者はなお過酷な状況にある。アルコール問題やPTSD等に対する息の長い対応を継続していくことは重要である。大精診としても日精診と協調して、被災地域のメンタルヘルス体制への支援を継続していく。

また会員各位にとって大精診への入会が意味のあるものとするため、会員向けの学術講演会、情報提供、支援・互助システムの充実にも力をいれていく。

I 公益的な精神保健活動の企画と実施

1 一般市民を対象とした講演会の開催 《公1(1)》

・市民講演会【企画啓発事業委員会】

年10回、市民の精神保健福祉に関する啓発活動としての講演会（第121回～第130回）を行う。

・メンタルヘルスフォーラム【企画啓発事業委員会】

うつ病・認知症等の精神疾患に対する啓発事業として、疾患の専門家等と当協会の会員が疾患の理解を深めるための座談会や公開講座を行い、新聞紙上等で報告する。

・大阪府医師会との共同による認知症に関する市民公開講座【高齢者問題検討委員会】

外部より講師を招き、市民に対して認知症に関する講演を行う。

・講師派遣【児童青少年問題検討委員会】

学校教育相談の現場、行政機関、民間機関主催の児童の精神疾患の講演会や勉強会などに講師派遣を行う。

2 医師を対象とした学術研究会の開催 《公1(2)》

臨床現場での治療・診断、また最近の医療情勢などについて、精神科医療の最新の知識を学習し、また興味ある話題や日常臨床経験について質疑応答・意見交換を行い、臨床対応力の向上を目指して、精神科医をはじめ一般医師を対象とした学術研究会を企画実施する。

【学術委員会】

- ・春期学術研究会
- ・総会学術研究会
- ・学術研究会
- ・秋期学術研究会

【令和2年度事業計画】

【高齢者問題検討委員会】

- ・認知症の地区医師会との地域連携に関するシンポジウム
シンポジストを数名招き、認知症の地域連携に関して、大精診のサポート医を中心とした地区医師会との連携についてのシンポジウムを行う。

【産業精神保健委員会】

- ・産業精神保健講演会（日医認定産業医研修）
企業や職場における産業精神保健にまつわる種々の課題について、会員精神科医・コメディカルスタッフ・産業医等が合同で研修会を開催し、見識の向上と連携を深める。また、その中で産業精神保健における精神科診療所の役割等を探る。（年2回開催）

【医療制度委員会】

- ・講演会「経験語り継ぐ」
精神科診療所活動を中心とした地域精神科医療の経験を比較的若い層の精神科医に伝えるための講演会を年一回行う。今後の精神科医療活動に精神科診療所から見えてきた知見を活かしてゆくことを目的とする。
- ・医療制度などに関する勉強会
年度中に1回、精神科医療情勢や医療情勢全般などに関する勉強会を行う。

【医療観察法検討委員会】

- ・医療観察法関連問題勉強会
所謂相模原事件以降、精神保健福祉法の改正にあわせて、措置入院後のフォローアップについて、厚労省は検討会を立ち上げており、Community Treatment Order など非自発的医療の可能性の検討に入っている。さらに、医療観察法の通院処遇をになう精神科診療所が各地に出来てきており、精神科診療所における「強制通院」が現実のものとなりつつある。このような状況に鑑み、今後の精神科診療所のあるべき姿を検討する。

3 症例検討会の開催 《 公1(2) 》

【学術委員会】

これまででは症例検討会を通じて、広く一般医、会員の精神科医療の知識と向上を目的として、年2回（4月・9月）に開催していたが、前年度より統合失調症とうつ病の治療ガイドライン講習会を令和元年5月19日および5月26日に行った。令和2年度も同様のガイドライン講習会を企画し、専門医ポイント申請を予定している。

【処方薬乱用・依存防止検討委員会／アルコール・薬物嗜癖検討委員会】

アルコール・薬物依存あるいは、嗜癖問題行動についての学術研究会もしくは症例検討会を行い、薬物依存症についての理解・知識を深め診断、対応能力の向上をはかる。年間2回開催予定。

4 医療従事者・関係機関従事者を対象とした研修会等の開催 《 公1(3) 》

国や府の精神医療・福祉施策とその現状についての情報交換とともに、地域における精神科診療所のあり方、診療所活動の方向性、精神科医が社会的に果たせる役割について考察し、関係諸機関や既存のネットワークとの連携について模索するため、精神科診療所に携わる医療従事者をはじめ、関係機関従事者の資質向上のために研修会等を開催する。

【児童虐待防止検討委員会】

- ・児童虐待に関わる問題をテーマとした講演会
児童虐待における精神的諸問題に対する勉強会及び啓発活動を行う。

【地域精神福祉委員会】

- ・事例検討会
医師及びコメディカルスタッフによる事例検討ならびに事例に対するアセスメントについての研修会を行う。相談業務や精神科リハビリテーションは地域精神科医療を支える柱のひとつであり、社会の変化に即した対応が求められている。精神科診療所もまた、こういった多様な要請に応えるために、自ら研鑽し、進化していくことを求められている。本事業は、より肌理の細かい今日的な支援を実践するための研修を行い、

【令和2年度事業計画】

その結果を社会へ還元することを目的とする。

・職員研修交流会

診療所職員は日常の業務に追われ、ともすれば多くの問題を抱え、診療所内だけで自己完結しがちである。本事業では、いくつかの事案に対し議論し、診療所の垣根を越えた情報交換を行うことで、診療所職員の意識を高め、支援の質の向上を図ることを目的とする。事例検討会よりも精神科医師が後退し、コメディカルスタッフが主体となった研修会を行う。

・大阪精神保健福祉士協会との合同研修会

精神科外来患者数は増加傾向にあり、問題も多様化・複雑化している。精神科外来に於ける外来支援のあり方も多様化しており、困難の度合いも増している。本事業は、閉ざされた医療機関の中だけで外来支援が完結してしまわぬよう、精神保健福祉士が所属の枠を超えて集い、互いの経験と知恵を共有し、支援の質の向上を目的としている。大阪精神保健福祉士協会との合同研修会を行っている。

【自殺対策検討委員会】

・弁護士等専門家を対象とした研修会

全国の自殺者数が平成10年に3万人を超え、今なお高い水準が続いているなか、精神障害者の自殺予防の観点から法的問題・医療的問題について理解を深めることで弁護士等の専門家と精神科医・一般医との連携を目指し、自殺対策の強化を緊急に図ることを目的に事業を実施する。

・自殺予防のための講演会・研修会 講師派遣

うつ病などの精神疾患から自殺企図におよぶことを予防するため、一般市民に対する啓発的講演会の開催、産業現場、地域、あるいは、負債などの相談を行う場面でうつ病や自殺念慮のある人を早期に発見し、早期の対応を可能とすべく関係者への研修会などを催す。

一般科医、産業医に対する精神医学に関する研修を行う。

大阪府、大阪市の自殺対策会議に委員として出席し、精神科医療機関からの意見を具申する。さらに、行政が行う自殺予防関連企画に協力し、研修の企画、講師担当などを受け持つ。

【産業精神保健委員会】

・産業精神保健のための講演会・研修会 講師派遣

一般市民や職場におけるメンタルヘルスの講演会を通じて、広く一般市民や企業に産業メンタルヘルスの重要性と知見を深めるために講師を派遣する。

【妊産婦メンタルケア連携プロジェクト】

精神科医は、これまで妊産婦のメンタルケアへの係りをことさらに避けてきたのではないだろうか。うつ病だけでなく、すべての女性の精神疾患へのマネージメントを考えるとときに、妊産婦、産褥婦へのかかわりを避けることはもはや許されない。

大精診でも妊産婦のメンタルケアに関して、産科・婦人科、地域の精神保健機関との連携を図るべき時期に来ている。具体的には平成28年2月からスタートした大阪府妊産婦こころの相談センターの事業に協力し、精神科クリニックのある地域で発生した妊産婦のメンタルストレスに、積極的に関与することが求められている。われわれ自身の取り組みのレベルをさらに上げていくために妊産婦のメンタルヘルスに関するエビデンスに基づいた研修を実施する。さらに精神科医のみならず、妊産婦に関わる全ての精神保健福祉関係者への啓発事業を実施する。

5 第37・28回「専門医による一こころの健康なんでも相談」の開催【企画啓発事業委員会】 《公2(1)》

一般市民に精神科診療所を身近に感じていただくことを目的に、無料の精神保健相談を年2回開催する。ポスター、パンフレットによる啓発事業を同時に開催する。

6 日精診による東日本大震災被災地支援活動を支えるための活動【災害対策・震災支援委員会】 《公2(1)》

会員やコメディカルに被災地支援活動の募集あるいは情報提供を行い、今後も必要とされるであろう被災者のメンタルヘルス支援のため日精診による活動を長期的、継続的に支えていく。

7 災害時におけるDPAT連携支援活動【災害対策・震災支援委員会】 《公2(1)》

【令和2年度事業計画】

大阪府内外における発災時に、速やかに且つ適切に精神科医療及び精神保健活動の支援を行うため、災害発生直後から迅速に会員の安否確認および会員診療所被害状況確認をおこなう体制を整備するとともに、大阪府 DPAT との連携により、必要な被災者相談支援活動等をおこなう。

9 協会誌の発行【会誌編集委員会】 《 公2(3) 》

年1回協会誌を編集・発行する。第45号は2021年3月に発行予定。

10 公開ホームページの作成・管理【情報システム委員会】 《 公2(4) 》

大阪精神科診療所協会のホームページ (<http://www.daiseishin.org>) の改訂・更新を行い、精神疾患、精神科医療、精神保健福祉などに関する情報を提供する。

11 自殺対策啓発および会員医療機関の情報提供を目的とした冊子の作成【事務局】 《 公2(5) 》

自殺対策として、うつ病を中心とした精神疾患の啓発情報と会員医療機関の情報をまとめた冊子を作成する。作成した冊子は精神保健無料相談等の大精診が主催・関連する催しで配布する他、啓発の内容や対象者に合わせて、適切な組織・団体に配布の協力を依頼する。

12 地域における精神科医療に関する調査事業 《 公3(1) 》

・医業経営アンケート調査【医療経済委員会】

精神科診療所の視点で、医療経済上の問題を分析することを目的に、会員に対してアンケート調査を行い、健全な診療所経営がなされるよう、問題を整理し、改善点を提言していく。毎年 年1回施行してきた。

13 地域医療に関する公益事業への助成を行う事業【学術委員会】 《 公4 》

現在活動中、あるいはこれから活動に着手する医療研究活動及び地域における精神科医療保健福祉活動を対象に公益の成果をあげるための助成を行う。

14 精神障害者就労促進プログラム事業【地域精神福祉委員会】 《 公5 》

精神科診療所、精神科病院、就労移行支援事業所など、精神障害者の就労支援に意欲的に取り組んでいる機関で就労支援講座を行い、同機関のメンバーの職業準備性の向上をはかるとともに、同機関スタッフの就労支援スキルの向上を目指す。ミニ講座5-6クール、1クール3日、1日3時間を予定。

15 大阪府域及び大阪市内における精神科一次救急体制の維持・運営【精神科救急委員会】 《 公6 》

大阪市こころの健康センター内にある精神科救急診療所の運営・維持を行う。内容として当番医師、当番スタッフ（精神保健福祉士、看護師等）の勤務表作成や保険請求業務等を行っている。

また平成24年度から始まった精神科救急医療情報センターと連携して精神科一次救急医療のより充実を図る為のオンコール体制や、大精診会員診療所の自院患者の診療情報を拠点病院や精神科救急医療情報センターと随時連絡が取れるようにマイクロ救急体制の維持・運営を行っている。

なお精神科救急医療情報センターにオンコール体制の協力会員の連絡先が入力されている携帯電話を大精診が別途契約した携帯電話を設置している。

令和2年度から休日（日・祝・年末年始）の診療時間を準夜帯まで延長予定である。

II その他当会の目的達成のための諸活動

【令和2年度事業計画】

1 新年伝達講習会【福利厚生委員会】 《 他2(1) 》

各方面の伝達事項をお互いに伝え合い、同時に会員同士および会員と関連団体・関係機関との相互の連帯・親睦を深める。

2 会員支援【会員支援委員会】 《 他2(2) 》

・代診応援

会員の病気、もしくは理事会の認めた公務などにより、代診が必要な場合に、代診を実施するネットワークを構築する。

利用者とのトラブル時の助言、弁護士への紹介などを行う。会員の医院の継承にもできる範囲で対応する。

・法務支援

医師としての法的課題や診療所運営上の法的問題に対して、会員が弁護士に法律相談できるよう枠組みを構築し、運用する。

3 会報の発行 《 他3(1) 》

大精診ニュース制作・発行 (NO. 552～NO. 563)

4 会員向けホームページ管理、会員メーリングリスト管理等【情報委員会】 《 他3(2) 》

・大精診メーリングリスト、大精診理事会メーリングリスト管理 (継続)

・会員向けホームページ作成・管理 (継続)

・インターネット会議等準備 (継続)

5 会員名簿の発行 《 他3(3) 》

会員診療所の診療受付時間等の医療機関情報を記載した名簿を発行し、会員のほか保健所や精神科関係医療機関等 精神保健福祉関係機関へ配布する。

6 大精協・大精診役員意見交換会

精神科医療保健福祉に関する情勢や動向などについて、大阪府内精神科医療機関として意見交換や情報交換を行い会務運営に活かすことを目的として、精神科病院協会との意見交換会を開催する。

7 定例理事会

毎月第3火曜日の午後8時から10時を原則として、理事会を開催し、会務運営を行う。

8 会員組織の強化と活性化のために、新会員の確保とともに賛助会員の入会を勧めていく。